

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成30年(2018年)4月24日までに成立した,もしくは公布された法律
3. 4月の主な発刊書籍一覧(私法部門)
4. 4月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)
5. 発刊書籍の解説

(掲載判例INDEX) * 「1. 法律雑誌等に掲載された主な判例」の要旨及び判決日又は決定日を掲載します。

(民事法)

【1】 抵当権に基づく競売手続開始前から,これに対抗できない賃借権により建物の使用又は収益をする者は,当該賃借権が滞納処分による差押後に設定された時でも「競売手続の開始前から使用又は収益をする者」に当たると判示(平成30年4月17日最高裁)

【2】 Xは日本舞踊の流派の家元Y1の名取として活動していたが,Y1から除名処分を受けたため,Y1及び流派団体Y2に対して地位確認と損害賠償を求めた事案。原審はXの請求を認容し,控訴審も原判決の判断を認容しYらの控訴を棄却した(平成28年12月16日東京高裁)

【3】 面会交流審判抗告事件において定められた義務(毎月1回の面会等)を履行しないとして間接強制が申立てられた事案。原決定は不履行1回につき100万円の支払を命じたが,本決定は原決定の間接強制金は過大であるとして30万円に減額(平成29年2月8日東京高裁)

【4】 夫が当選した宝くじの当選金2億円(これを原資とする預貯金,保険等,以下当選金等)に関し,妻の側が当選金等が財産分与の対象財産か否か,又,分与の割合について争った事案。抗告審は当選金等を全て夫婦共有財産とした上で分与割合を夫6割,妻4割とした(平成29年3月2日東京高裁)

【5】 日本法人の申立てにより,英国及び韓国の保険会社(第三債務者)に発令された保険法22条1項の先取特権に基づく債権差押命令の執行抗告事件。韓国,英国法では,日本の保険法22条に相当する制度が存在しないとして取り消され,却下された事例(平成29年6月30日東京高裁)

【6】 柔道大会に参加した県立高校生が試合中の転倒により身体障害者等級表1級の後遺障害が生じ,高校生とその両親が県に対し損害賠償(約2億6千万円)を請求。事前指導にかかる注意義務違反等があったとして約1億2千万円の支払を命じた(平成29年4月24日福岡地裁)

【7】 Xは,YがSNSの掲示板でXになりすまし第三者を罵倒する投稿等を行ったことにより名誉権,プライバシー権,肖像権及びアイデンティティ権を侵害されたとして慰謝料等の支払を求めた事案。本判決は名誉権及び肖像権侵害を認め1,306,000円の支払を認容(平成29年8月30日大阪地裁)

【8】 学校法人であるXは証券会社Y2を通じY1銀行との間で通貨スワップ取引契約を締結し,その後同契約を解約し解約清算金23億3500万円をY1に支払った。XはYらに本件取引の勧誘は適合性原則に反し説明義務違反があるととして25億6850万円の損害賠償を求めたが請求は棄却された(平成29年9月15日東京地裁)

【9】 親権者B(父親)から暴行を受けてきた未成年者Aは自宅から逃亡し自立援助ホームで生活。就職内定会社からパスポートの取得を求められたがBは協力を拒否。このため児童相談所所長はBにつき親権停止の審判に加え,この審判が効力を生じるまでの間の親権者の職務停止及び職務代行者の選任を求める審判前の保全処分の申立をし,認容された(平成28年11月21日広島家審)

(商事法)

【10】 Y社の新株予約権割当後退職勧奨に応じ退社したXが,退職勧奨通知書の新株予約権の欄の「両者合意の上有効とする」という条項に基づき同権限を行使できる地位の確認等を求めたところ同請求が棄却された事例(平成28年11月10日東京高裁)

(知的財産)

【11】 被告は「自動車本体の保護用熱可塑性ポリウレタンフィルム」等を指定商品とし「PPF」の標準文字からなる登録商標の商標権者であり,原告は本件商標について無効審判を請求した。特許庁が不成立の審決をしたため原告が審決の取消を求めたところ請求が認容された(平成30年3月22日知財高裁)

【12】特許無効審判請求を不成立とする審判の取り消し訴訟において、進歩性の有無が争点となった事案であり、刊行物に化合物が一般式の形式で記載され、当該一般式が多数の選択肢を有する場合、特定の選択肢に係る技術的思想を積極的あるいは優先的に選択すべき事情がない限り引用発明と認定できない、として訴えを棄却した事例(平成30年4月13日知財高裁)

【13】拒絶査定不服審判の審決取消訴訟であって、「引用発明における条件判断の順序を入れ替えることが、単なる設計変更であるということとはできない」として拒絶審決を取消した事例(平成30年4月16日知財高裁)

【14】本件映画の共同著作者・著作権者であると主張する原告が、同映画の監督である被告が同映画をネット上の動画共有サイトにアップロードした行為は同映画につき原告が有する著作権を侵害する等として同映画の上映等の差止等を求めたが同請求が棄却された事例(平成30年3月19日東京地裁)

(刑事法)

【15】大阪母子殺人放火事件の差戻後の一審がした無罪判決に対し、検察官が控訴した事案。検察は間接事実として被告人が事件当日に現場マンション室内に立ち入った点を追加したが、鑑定の結果、室内の微物から被告人と一致するDNA型は検出されず、控訴は棄却された(平成29年3月2日大阪高裁)

【16】公職選挙法違反の罪で起訴され有罪となった被告人が、共犯者とされる者の証人尋問をせずに共謀を認定した点などにより控訴したが、原審における証人尋問の採用決定の取消しなどに審理不尽の違法はないなどとして控訴は棄却された(平成30年3月13日東京高裁)

【17】夫が当時3才の子どもを日常暴行していたことを踏まえ、配偶者である被告人にこれを阻止する義務があったのにそれを果たさず、夫の傷害致死行為を容易にしたとして傷害致死幫助等の限度で有罪認定された第1審の判断に対し被告人が控訴したが棄却された事例(平成30年3月22日大阪高裁)

【18】造船所を営んでいた被告人が、廃業して造船所施設を解体撤去した後、従前より許可区域外の海域で施設の土台等として利用・管理していたコンクリート塊合計約71tを放置した行為が、不作為形態による管理の放棄として不法投棄罪に該当するとされた事例(平成30年3月22日広島高裁)

(公法)

【19】村議会議員が議会による地方自治法92条の2に該当する旨の資格決定処分(本件処分)に対し同処分の取消を求め訴えを提起し、本件処分の効力の停止を求めた事案。本件処分の効力の停止を命じた決定に対し村がこれを不服として抗告したが棄却された(平成29年5月29日札幌高裁)

【20】平成29年10月22日施行の総選挙につき、選挙区割りに関する公職選挙法の規定は人口比例に基づいておらず投票価値の不平等により憲法に違反し無効等と主張した訴訟。裁判所は、較差が2倍以上になる選挙区は存在しなかった等として憲法違反の主張を退けた(平成30年3月20日広島高裁)

【21】平成29年10月22日施行の総選挙につき、原告らは選挙区割りに関する公職選挙法の規定は人口比例に基づかず、投票価値の不平等を来し憲法違反で無効等と主張。裁判所は、選挙区間の議員1人当たりの人口の最大較差は2倍未満であった等として請求棄却(平成30年3月30日広島高裁)

【22】市が、既存の汚水処理施設を公共管理に移管し耐用年数経過後に撤去するという事業に伴う分担金を定めた条例に基づき、対象区域の住民に分担金を賦課したところ、住民が地方自治法224条に反する違法な処分としてその取消を求めたが、同請求が棄却された事例(平成29年6月22日津地裁)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民事法】

(1) 最三決平成30年4月17日 最高裁HP

平成30年(許)第3号 不動産引渡命令に対する執行抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/683/087683_hanrei.pdf

(裁判要旨)

抵当権者に対抗することができない賃借権が設定された建物が担保不動産競売により売却された場合において、その競売手続の開始前から当該賃借権により建物の使用又は収益をする者は、当該賃借権が滞納処分による差押えがされた後に設定されたときであっても、民法395条1項1号に掲げる「競売手続の開始前から使用又は収益をする者」に当たる。

(理由)

民法395条1項1号は、抵当権者に対抗することができない賃借権は民事執行法に基づく競売手続における売却によってその効力を失い(同法59条2項)、賃借権により建物の使用又は収益をする占有者は競売における買受人に対し建物の引渡義務を負うことを前提として、即時の建物の引渡しを求められる占有者の不利益を緩和するとともに占有者と買受人との利害の調整を図るため、一定の明確な要件を満たす占有者に限り、その買受けの時から6箇月を経過するまでは、その引渡義務の履行を猶予するものであるところ、この場合において、滞納処分手続は民事執行法に基づく競売手続と同視することができるものではなく、同号の文言に照らしても、同号に規定する「競売手続の開始」は滞納処分による差押えを含むと解することができない。

(2) 東京高判平成28年12月16日 判例時報2359号12頁

平成28年(ネ)第3105号 損害賠償等、総会決議不存在確認請求控訴事件(控訴棄却(上告・上告受理申立て、上告棄却・不受理))

日本舞踊の流派の名取として活動していたXが、同流派の家元Y1から、名取から除名する旨の処分(本件除名処分)を受けたため、Y1に対し、名取の地位にあることの確認及び除名処分を不法行為として損害賠償を求め、家本及び名取等で構成される流派団体Y2に対し、Y2の会員の地位にあることの確認及びY2の総会への出席を拒否したことが不法行為に当たるとして損害賠償を求めるとともに、Y2の総会の理事選任等の決議の不存在の確認を求めた事例。原審(東京地判平成28年5月25日、判例時報2359号17頁)は、Y1に対し名取の地位にあること及びY2に対し会員の地位にあることの確認請求を認容し、各不法行為に基づく賠償請求は棄却し、決議不存在確認請求は却下した。Yらが控訴した。

控訴審は、本件除名処分が司法審査の対象となるか否かにつき、名取の地位を基盤とする権利利益は、舞踊の振り付けを上演するための権利や職業活動及び事業活動の基盤であること、Y2の総会における議決権を伴う会員資格の基盤であることからすれば、法的利益と評価でき、一般市民法秩序と直接の関係を有するものというべきである上、本件除名処分が規則に基づいて行われたものであって、その効力の有無について、裁量権の範囲の逸脱又は濫用があったか否かという観点から判断できるから、法令の適用により終局的に解決することができ、司法審査の対象となる。本件除名処分によってXは日本舞踏家としての活動が極めて大きく制限され、生計の基盤が奪われるなど著しく甚大な不利益を被るのに対し、本件除名処分に際し弁明の機会が付与されておらず、X側の事情の十分な把握と考慮を経ないで行われたものと評価せざるを得ないとの原審の判断は相当である上、Y1において後継者の候補と目されていたXを排除する意図があったことを窺わせる事情が認められることなどを総合的に検討すれば、本件除名処分は無効と言える、と判示し、原判決を相当として控訴を棄却した。

(3) 東京高決平成29年2月8日 判例タイムズ1445号132頁

平成28年(ラ)第1879号 間接強制決定に対する執行抗告事件(変更、認容、確定)

XはYに対し、面会交流審判抗告事件において定められた義務(毎月1回の面会等)を履行しないとして間接強制を申立てた。原決定はYに対し不履行1回につき100万円の支払を命じた。Yが抗告したところ、本決定は、Yが5年以上に渡り面会交流を認めず、面会交流を認める決定確定後も間接強制に至るまで任意の履行をしなかったこと等から、少額の間接強制金では面会交流の実現が困難であるとし、Yの年収が2640万円であること等の事情を考慮して、間接強制金を不履行1回につき30万円と定め、原決定の間接強制金は余りにも過大であり相当でないとした。Yは、未成年者(13歳)は面会交流を拒む意思を明確にしており、Yの意向のみにより本件義務を履行することは不可能なので申立は却下されるべきである等とも主張したが、本決定は、そのような事実により審判時とは異なる状況は生じたと言えるときは、面会交流の禁止等の調停申立等の理由になり得るとしても、間接強制を妨げる理由にはならないとした。

(4) 東京高決平成29年3月2日 判例時報2360号8頁

平成28年(ラ)第1832号 財産分与審判に対する抗告事件(一部変更(確定))

原審申立人(妻)と原審相手方(夫)との間で、夫が当選した宝くじの当選金2億円(ないしこれを原資とする預貯金、保険等、以下、当選金等)に関し財産分与の対象財産が否か、また、分与の割合について争われた事案。

原審は、当選金等のうち、7割が夫の固有財産であり、残り3割が夫婦共有財産であるとした上で、分与割合を2分の1として、結果として妻が1割5分取得するという判断をした。

他方、抗告審は、当選金等を全て夫婦共有財産とした上で、分与割合を夫6割、妻4割として、結果として妻が4割取得するという判断をした。

(5) 東京高決平成29年6月30日 金法2087号74頁

平成29年(ラ)第310号 債権差押命令に対する執行抗告事件(原決定取消・申立却下)

本件は、日本の水産会社である債権者Yが、Y所有の巻き網漁船と韓国海運会社Z所有の貨物船が公海上で衝突する事故が発生したとして、Zを債務者とする当該事故による不法行為に基づく損害賠償請求権を被担保債権および請求債権とし、Zが第三債務者である英国ないし韓国の保険会社全10社に対して有する損害保険契約に基づく保険金支払請求権を差押債権とする保険法22条1項の先取特権に基づく債権差押命令の申立てをしたところ、債権差押命令が発令されたことから、第三債務者のうち3社X1 X3が執行抗告を申し立てた事案である。

本決定は、上記先取特権に関する準拠法としては、先取特権の客体とする保険金支払請求権の準拠法である英国法と、被担保債権となる損害賠償請求権の準拠法である日本法と韓国法が累積適用され、これら3国の法がいずれも先取特権を認めている場合にのみ先取特権が成立することになるところ、英国法および韓国法には我が国の保険法22条に相当する制度は存在しないから、上記先取特権は成立しないと判示して、上記差押命令のうちX1 X3に関する部分を取り消したうえ、当該部分を却下した。

(6) 福岡地判平成29年4月24日 判例時報2360号13頁

平成26年(ワ)第3880号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却(控訴))

県立高校の武道大会で柔道の試合に参加した高校生が試合中、技を掛けようとして転倒し、頸髄損傷等の傷害を負い、身体障害者等級表の等級1級の後遺障害が生じたことから、高校生とその両親が県に対し、損害賠償責任等(約2億6千万円)を追及した事案。

本判決は、格闘技は本来的に一定の危険が内在しているから、柔道の指導者及び係わる教諭(以下、教諭ら)は、常に安全面に十分な配慮をし、事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務を負うと述べた上で、本件の教諭らは、前回の武道大会の柔道で事故が発生しており、今回の大会での事故発生の可能性を認識し、事前に予見することができたにもかかわらず、武道大会固有の内在的危険性を十分に説明し、指導を実施したとはいえないとして、事前指導にかかる注意義務違反、また、前年度を踏まえた対策を行わなかったことから大会開催にかかる注意義務違反があると見て、請求のうち約1億2千万円を認めた。

(7) 大阪地判平成29年8月30日 判例タイムズ1445号202頁

平成29年(ワ)第1649号 損害賠償請求事件(一部認容、確定)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/071/087071_hanrei.pdf

Xは、YがSNSの掲示板でXのアカウント名及び顔写真を利用してXになりすまし、第三者を罵倒するような投稿等を行なったことにより、名誉権、プライバシー権、肖像権及びアイデンティティ権を侵害されたとして、慰謝料等の支払を求めた。本判決は、投稿がY宅からなされていたこと等からYのなりすましを認め、Xが他者を根拠なく侮辱や罵倒し場を乱すような人間であるかのような誤解を与え社会的評価を低下させたとして名誉権侵害を認め、顔写真はX自らがネット上に掲載していたことからプライバシー権侵害は否定し、Xの容貌を侮辱するような投稿を行なったこと等から肖像権に結びつけられた名誉感情に関する利益を侵害したとして肖像権侵害を認め、アイデンティティ権については、人格の同一性に関する利益も不法行為法上保護される人格的利益になり得るとしつつ、アカウント名等はネット上のサイト内で通用するにとどまり変更可能であること、第三者からもなりすましの指摘がなされていたこと等から、社会生活上の受忍限度を超えるものではないとして否定し、名誉権及び肖像権侵害として1,306,000円(慰謝料60万円、発信者情報取得に要した弁護士費用586,000円、弁護士費用12万円)の支払を認めた。

(8) 東京地判平成29年9月15日 金法2087号80頁

平成24年(ワ)第24089号 損害賠償請求事件(請求棄却)

学校法人Xは、平成19年3月5日、証券会社Y2を媒介者として、Y1銀行との間で通貨スワップ取引に係る契約を締結したが、平成21年2月26日、同契約を合意解約し、解約清算金として23億3500万円をY1に支払った。本件は、Xが、Yらに対し、本件取引の勧誘は(1)適合性原則に反する、(2)本件取引の実質がオプション取引であること等について説明義務違

反がある旨主張して、主位的に不法行為に基づき25億6850万円(弁護士費用含む)と遅延損害金、予備的に債務不履行に基づき23億3500万円と遅延損害金の支払を求め、Y1に対してはさらに予備的に、Y2に対しては債務不履行に基づく請求と選択的に、(3)本件取引は経済的必然性も合理性もないなどの点で公序良俗に反するから無効である旨主張して、不当利得返還請求権および不法行為に基づき25億6850万円と遅延損害金の支払を求めた事案である。Yらは、Xの主張を争うほか、(4)XとY1が平成21年3月2日にした本件取引を清算する旨の合意によりXがもはやYらに対する請求権を失っている旨主張している。

本判決は、本件取引当時、Xの設置にかかるA大学経済学部教授であり、経営財務論を担当し、オプション時価評価についての著書もあるBが、Xの経営担当副学長として、資金運用管理の担当者であったが、Xの余剰資産の運用について、収益を重視したいという考えであったこと、XはY1から、平成18年2月、2億円のユーロ円仕組債を購入しているほか、平成16年以降金融機関等から投資目的の通貨スワップ取引の提案を受け、金利スワップ取引を行うなど平成19年3月31日時点でデリバティブ取引に約250億円を投資し、損失を出していること、Xの同時点における総資産は約528億円であり、そのうち負債額は約58億円であったこと、並びに本件取引開始から解約に至る経緯を詳細に認定した上、次のとおり判断して、Xの請求をいずれも棄却した。(1)本件取引は、その内容が複雑で理解困難なものとはいえないこと、Xが本件取引と類似する取引を行っており、本件取引の仕組みを理解することができたこと、Xが積極的な投資意向を有していたこと、Xの財務状況からして本件取引が過大なものではなかったことなどを指摘して、Yらによる本件取引の勧誘が適合性原則に違反するとは認められない旨判断した。(2)本件取引の提案資料に解約清算金について説明した箇所はなく、Y2の担当者が解約清算金について詳細な説明をしたとは認められないとしながらも、Xは解約清算金のおおよその目安を知ることができたなどとして、担当者に説明義務違反があるとはいえないとし、その他の説明義務違反の点についてもYらに説明義務違反があるとは認められないと判断した。(3)本件取引は利益を追求する者にとって合理性がないとはいえず、Xは解約清算金のおおよその目安を知ることができ、本件取引のリスクは大きいものの、当事者の一方のみに不利益な結果をもたらす構造を有するものではないことなどを指摘して、公序良俗に反するとはいえないと判断した。(4)本件取引についての上記解約合意の公序良俗違反および錯誤無効は否定し、XがYらに対して何らかの請求権を有するとしても、同解約合意においてXのYらに対する請求権はすべて放棄され、消滅したものと認めるのが相当であると判断した。

(9) 広島家審平成28年11月21日 判例タイムズ1445号250頁

平成28年(家口)第1033号 審判前の保全処分申立事件(認容、確定)

未成年者(高校3年生)Aは、幼少期に両親が離婚し、親権者B(父親)や父方祖母に養育されていたが、Bから殴る蹴る等の暴行を受けることがあった。AがBに対し、翌春の高校卒業後に県外での就職を希望していることを伝えたところ、激しい暴行を受けたためAは自宅から逃げ出し、警察に保護され、自立援助ホームで生活するようになった。Aは就職が内定した会社からパスポートの取得等を求められたが、Bが協力を拒否したため、児童相談所長はBについて親権停止の審判を求めるとともに、同審判が効力を生じるまでの間の職務の執行の停止及び職務代行者の選任を求める審判前の保全処分を申し立てた。裁判所は、BがAに対し激しい暴力を振るった上、その後は合理的な理由もなくAとの一切の関わりを拒否し就職に必要な手続への協力も拒んでいることから、本案審判認容の蓋然性があり、パスポート取得には親権者の同意が必要で、就職先会社から指定された取得期限が迫っていること等に鑑みると、保全の必要性もあるとし、申立てを認容した。

【商事法】

(10) 東京高判平成28年11月10日 判例タイムズ1445号116頁

平成27年(ネ)第994号 地位確認請求控訴事件(控訴棄却、追加請求棄却、確定)

XはY(会社)の新株予約権割当後、退職勧奨に応じ退社した。新株予約権は原則として行使時に従業員の地位にあることが必要であり、例外的に、「正当な理由」があると取締役会が決議すれば行使できるとされ、退職勧奨通知書の新株予約権の欄には「両者合意の上有効とする」という条項(本件有効条項)があった。Xは主位的に、新株予約権を行使できる地位の確認、予備的に、同行使ができるよう取締役会に承認決議を求める義務に違反したこと等を理由に債務不履行等に基づく損害賠償を求めた。本判決は、本件有効条項はあくまで取締役会が承認決議をした場合に同行使が可能となるという趣旨のものである、「正当な理由」とは、ストックオプションの目的に鑑みて、企業価値の向上への貢献という見地から従業員と同等に扱うことを正当化する理由がある場合を指し、少なくとも同価値を毀損するような場合には認められないとし、Xが退職後、退職勧奨が不法行為であるとして別訴を提起したり、Yの内部文書を証拠提出したり、Yが詐欺まがいの情報公開をしている等を主張したりしたこと等から、Yの企業価値を毀損し「正当な理由」がないと判断される状況にあったとして、取締役会に新株予約権行使を承認する旨の議案を上程せずとも本件有効条項に反するとは言えないとし、いずれも棄却した。

【知的財産】

(11)知財高判平成30年3月22日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第10170号 審決取消請求事件 商標権 行政訴訟 (認容)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/607/087607_hanrei.pdf

被告は、「自動車本体の保護用熱可塑性ポリウレタンフィルム」等を指定商品とし、「PPF」の標準文字からなる登録商標(本件商標)の商標権者であり、原告は、本件商標について無効審判を請求したが、特許庁が不成立の審決をしたので、原告が審決の取消しを求めて本件訴訟を提起した事案。

無効審判の審判手続において、原告(請求人)は、「PPF」の語は、「Paint Protection Film」の各単語の頭文字を組み合わせた略称であるところ、本件商標の登録査定日前において、「自動車の車体表面を保護するためのフィルム全般」という商品(本件商品)の普通名称として、日本国内の取引者及び需要者の間で広く知られていたことなどを理由に、本件商標は、商標法3条1項3号、同項6号及び同法4条1項16号に該当すると主張したが、これに対する特許庁の審決の理由の概要は、本件商標は、商標法3条1項3号、同項6号及び同法4条1項16号のいずれにも該当しないというものであった。

原告は、審判手続において、商標法3条1項1号該当性について明示的には主張していないものの、実質的には本件商標が商標法3条1項1号に該当する旨を主張していたと認めるのが相当である。したがって、審決が本件商標の商標法3条1項1号該当性の判断を誤ったかどうかについても、本件訴訟の審理の対象になるというべきである。

本件商品は、自動車の車体の傷や汚れを防ぐための保護フィルムであるから、主な需要者は、自動車の車体にそのような傷や汚れが付くことを特に厭うような高級車や外国車の所有者であり、主な取引者は、本件商品の製造者、輸入者などのほか、本件商品を自動車の車体に施工する業者と認めるのが相当である。

そして、認定事実によれば、本件商品の取引者及び需要者は、本件商標の登録査定時において、「PPF」の語を本件商品の一般的な略称と認識していたと認めるのが相当である。したがって、「PPF」の語は本件商品の普通名称に当たるというべきであり、本件商標は、本件指定商品のうち、「自動車本体の保護用熱可塑性ポリウレタンフィルム」などとの関係で、商標法3条1項1号に該当する。

また、「PPF」の語は本件商品の普通名称に当たるところ、熱可塑性ポリウレタンフィルムは本件商品の代表的な素材であると認められるから、本件商標を「熱可塑性ポリウレタンフィルム」全般に使用すると、他の用途に用いるための当該フィルムについても、自動車の車体表面を保護するためのものであると誤って認識される可能性があるというべきである。したがって、本件商標は、本件指定商品のうち、「熱可塑性ポリウレタンフィルム」などとの関係で、本件商品以外の商品について使用される場合には、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標といえ、商標法4条1項16号に該当する。

よって、原告主張の取消事由は理由がある、として原告の請求は認容された。

(12)知財高判平成30年4月13日 裁判所HP

平成28年(行ケ)第10182号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/667/087667_hanrei.pdf

特許無効審判請求を不成立とする審決の取消訴訟であって、進歩性の有無が争点となったが、「刊行物に化合物が一般式の形式で記載され、当該一般式が膨大な数の選択肢を有する場合には、特定の選択肢に係る技術的思想を積極的あるいは優先的に選択すべき事情がない限り、これを引用発明と認定することはできない」として、訴えを棄却した事案。

特許法29条2項の進歩性の判断に際し、本願発明と対比すべき同条1項各号所定の発明(以下「主引用発明」といい、後記「副引用発明」と併せて「引用発明」という。)は、通常、本願発明と技術分野が関連し、当該技術分野における当業者が検討対象とする範囲内のものから選択されるところ、同条1項3号の「刊行物に記載された発明」については、当業者が、出願時の技術水準に基づいて本願発明を容易に発明をすることができたかどうかを判断する基礎となるべきものであるから、当該刊行物の記載から抽出し得る具体的な技術的思想でなければならない。そして、当該刊行物に化合物が一般式の形式で記載され、当該一般式が膨大な数の選択肢を有する場合には、当業者は、特定の選択肢に係る具体的な技術的思想を積極的あるいは優先的に選択すべき事情がない限り、当該刊行物の記載から当該特定の選択肢に係る具体的な技術的思想を抽出することはできない。

したがって、引用発明として主張された発明が「刊行物に記載された発明」であって、当該刊行物に化合物が一般式の形式で記載され、当該一般式が膨大な数の選択肢を有する場合には、特定の選択肢に係る技術的思想を積極的あるいは優先的に選択すべき事情がない限り、当該特定の選択肢に係る具体的な技術的思想を抽出することはできず、これを引用発明と認定することはできないと認めるのが相当である。

この理は、本願発明と主引用発明との間の相違点に対応する他の同条1項3号所定の「刊行物に記載された発明」(以下「副引用発明」という。)があり、主引用発明に副引用発明を適用することにより本願発明を容易に発明を

することができたかどうかを判断する場合において、刊行物から副引用発明を認定するときも、同様である。したがって、副引用発明が「刊行物に記載された発明」であって、当該刊行物に化合物が一般式の形式で記載され、当該一般式が膨大な数の選択肢を有する場合には、特定の選択肢に係る具体的な技術的思想を積極的あるいは優先的に選択すべき事情がない限り、当該特定の選択肢に係る具体的な技術的思想を抽出することはできず、これを副引用発明と認定することはできないと認めるのが相当である。

(13)知財高判平成30年4月16日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第10139号 審決取消請求事件 特許権 行政訴訟(認容)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/671/087671_hanrei.pdf

拒絶査定不服審判の審決取消訴訟であって、「引用発明における条件判断の順序を入れ替えることが、単なる設計変更であるということとはできない」として、拒絶審決を取消した事案。

引用発明の衝突対応車両制御は、衝突対応制御プログラムが実行されることによって行われる。同プログラムは、S1の自車線上存在物特定ルーチン及びS2のACC・PCS対象特定ルーチンにおいて、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性が判断され、その後処理されるS5のACC・PCS作動ルーチンにおいて、自車両の速度、ブレーキ操作部材の操作の有無、自車両と直前存在物との衝突時間や車間時間等の条件に応じて、特定のACC制御やPCS制御が開始され、又は開始されないというものである。

本願補正発明では、ターゲット物体との相対移動の検知にตอบสนองしてアクションを始動するように構成された後に、自車線上にある存在物を特定し、アクションの始動を無効にするという構成が採用されている。したがって、引用発明を、相違点に係る本願補正発明の構成に至らしめるためには、少なくとも、まず、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性判断を行い、続いて、特定のACC制御やPCS制御を開始するために自車両の速度等の条件判断を行うという引用発明の条件判断の順序を入れ替える必要がある。

しかし、引用発明では、S1及びS2において、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性が判断される。この条件は、ACC制御、PCS制御の対象となる前方存在物を特定するためのものである。そして、引用発明は、これにより、多数の特定存在物の中から、自車線上にある存在物を特定し、ACC制御、PCS制御の対象となる存在物を絞り込み、ACC制御、PCS制御のための処理負担を軽減することができる。一方、ACC制御、PCS制御の対象となる存在物を絞り込まずに、ACC制御、PCS制御のための処理を行うと、その処理負担が大きくなる。このように、引用発明において、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性判断を、ACC制御、PCS制御のための処理の前に行うか、後に行うかによって、その技術的意義に変動が生じる。

したがって、複数の条件が成立したときに特定のアクションを始動する装置において、複数の条件の成立判断の順序を入れ替えることが通常行い得る設計変更であったとしても、引用発明において、まず、特定のACC制御やPCS制御を開始するために自車両の速度等の条件判断を行い、続いて、自車線上の存在物であるか否かという条件の充足性判断を行うという構成を採用することはできない。

よって、引用発明における条件判断の順序を入れ替えることが、単なる設計変更であるということとはできないから、相違点に係る本願補正発明の構成は、容易に想到することができるものではない。

(14)東京地判平成30年3月19日 裁判所HP

平成29年(ワ)第20452号 著作権侵害差止等請求事件 著作権 民事訴訟(棄却)

判決文：http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/596/087596_hanrei.pdf

本件映画の共同著作者であり、著作権者であると主張する原告が、本件映画の監督である被告が本件映画をインターネット上の動画共有サイトにアップロードした行為は、本件映画につき原告が有する著作権(公衆送信権)を侵害するとともに、原告をプロデューサーとして表示しない点及び本件映画をインターネットで公表する点において、原告が有する著作者人格権(氏名表示権及び公表権)を侵害する行為であると主張して、被告に対し、著作権法112条1項に基づき、本件映画の上映等の差止め等を求めた事案。

原告は、原告が、被告及びCとともに、本件映画の共同著作者であると主張する。映画の著作物における著作者とは、制作、監督、演出、撮影、美術等を担当してその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者をいうところ(著作権法16条)、本件映画については、脚本及び監督を被告が、撮影をCが担当し、撮影後の編集作業も被告及びCが行っているから、被告及びCは、本件映画の全体的形成に創作的に寄与した者といえるが、原告は、自らがプロデューサーを担当することが決まったなどと主張するにとどまり、本件映画の全体的形成に創作的に寄与したことを基礎付ける具体的な事実関係を認めるに足りる的確な証拠もない。この点について、原告は、被告との間で何度も脚本の改訂を行ったなどと主張しているが、そのことをもって、原告が全体的形成に創作的に寄与したというに十分でない。したがって、原告が、本件映画の共同著作者であると認めることはできず、原告が本件映画の共同著作者であることを原因とする請求は、いずれも理由がない。

また、原告は、原告が本件映画の映画製作者であり、かつ、被告及びCは、原告に対し、本件映画の製作に参加することを約束したから、著作権法29条1項の規定により、原告が本件映画の著作権者となる旨主張する。著作権法29条1項の「映画製作者」とは、映画の著作物の製作に発意と責任を有する者をいい(同法2条1項10号)、より具体的には、映画の著作物を製作する意思を有し、当該著作物の製作に関する法律上の権利義務が帰属する主体であって、そのことの反映として当該著作物の製作に関する経済的な収入支出の主体ともなる者と解される。

本件についてこれを見ると、原告は、本件映画の脚本と監督を被告に依頼しているから、本件映画を製作する意思を有していたといえる。しかし、本件映画の製作に要する経費について、原告、被告をはじめとする関係者に明確な合意ないし方針があったとは認め難く、本件映画のキャスト及びスタッフは、いずれも報酬を受け取っていないことなども併せ考慮すると、原告が、本件映画の製作全体につき、法律上の権利義務が帰属する主体であるとか、製作に関する経済的な収入支出の主体であるとの状況にあったと認めることは困難である。

以上によれば、原告が、本件映画の製作に発意と責任を有するものであったと認めるには至らないから、本件映画の「映画製作者」ということはできず、原告が、著作権法29条1項により、本件映画の著作権を取得したということはいえない。

したがって、原告が本件映画の著作権者であることを原因とする請求は、いずれも理由がない、として原告の請求は棄却された。

【刑事法】

(15)大阪高判平成29年3月2日 判例時報2360号95頁

平成24年(う)794号 殺人、現住建造物等放火被告事件(控訴棄却(確定))

大阪母子殺人放火事件(最高裁判決平成22年4月27日(法務速報109番16号にて紹介済み)により1審、2審が破棄された事件)の差戻後の一審がした無罪判決に対し、検察官が控訴した事案。

現場マンションの階段にある灰皿(以下、本件灰皿)内に被告人のDNA型と一致するたばこの吸い殻があり、これにより事件当日、被告人が現場マンションに赴いた事実を推認させると主張されていた。しかし、本件灰皿内には被害者(母)の吸っていた銘柄と同じ銘柄の吸い殻もあり、被害者(母)の携帯灰皿の中の吸い殻が本件灰皿に捨てられた可能性があるとして、差戻時点では、本件灰皿の残りの吸い殻のDNA鑑定が焦点とされていたが、吸い殻は全て紛失してしまっていた。

そのため、検察官は間接事実として、従前の被告人が事件当日にマンションに赴いたという点以外に、被告人が事件当日にマンション室内に立ち上がったという点を追加し、室内の微物から被告人のDNA型と一致するDNA型を検出しようとして鑑定を請求したが、鑑定の結果、被告人のDNA型と一致するDNA型は検出されず、控訴は棄却された。

(16)東京高判平成30年3月13日 裁判所HP

平成29年(う)第1154号 公職選挙法違反被告事件(控訴棄却)

(事案)

被告人は選挙の立候補者であるが、出納責任者Aと共謀の上、選挙対策本部事務局長Cに対し、選挙運動の報酬として200万円、C及びAと共謀の上、選挙運動者5名に対し、合計280万円を供与したため、公職選挙法違反の罪で起訴され、第1審判決は有罪とした。

弁護人は、Cの証人尋問をせずに共謀を認定している点、AがCから聞いたという伝聞証拠のみによって共謀を認定している点及び共謀を認めるに足りる証明がなされていない点により、控訴した。

(判旨)

検察官がCの証人尋問請求及び検察官調書の請求を撤回したことを受けて、原審が証人尋問の採用決定を取り消したが、弁護人も異議を述べていないこと、Cは証人として召喚を受けた際公判廷に出頭しなかったこと、Cは逮捕後は黙秘しており、証人尋問を実施しても証言を拒否する可能性があったことから、その取消及び職権による取調べの必要を認めなかった点に審理不尽の違法はない。原審は、A自ら経験した事実に関する証言から共謀を認定している。

原審は、Aらの証言内容等を踏まえ、現金交付についての被告人とCらとの共謀が推認できる旨説示している。

以上より、控訴を棄却する。

(17)大阪高判平成30年3月22日 裁判所HP

平成29年(う)第1199号 傷害致死(予備的訴因及び認定罪名 傷害致死幫助)、死体遺棄被告事件(被告人控訴棄却)

判決文: http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/656/087656_hanrei.pdf

夫が当時3才の子どもを日常暴行していたことを踏まえ、配偶者である被告人に於いてこれを阻止する義務があったのに、それを果たさず、夫の傷害致死行為を容易にしたとして傷害致死幫助(及び死体遺棄)の限度で有罪認定された第1審の判断に対し、被告人が控訴したが、第1審の判断が追認された事案。なお、懲役3年の実刑とした点に対する量

刑不当の主張も退けられている。

(18) 広島高判平成30年3月22日 裁判所HP

平成29年(う)第147号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反被告事件(被告人控訴棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/658/087658_hanrei.pdf

湾岸及び公有水面占用許可を取得した海域で造船所を経営していた被告人が、廃業して造船所施設を解体撤去した後、従前より許可区域外の海域で施設の土台等として利用・管理していたコンクリート塊合計約71tを放置した行為が、不作為形態による管理の放棄として不法投棄罪に該当するとされた事例。

控訴趣意は、本件コンクリート塊が廃棄物に該当する点、被告人が本件コンクリート塊を残置した行為が「みだりに捨てた」ことに当たるとした点、の2点であるが、裁判所は、については、「本件コンクリート塊の形状やそれが本件海域に無造作に散乱している残置状況、本件コンクリート塊が本件海域に持ち込まれた経緯や従前の利用状況、被告人が1年以上本件コンクリート塊を放置し、摘発後直ちに撤去していること」等からこれを認定し、

についても、「1年以上にわたり極めて大量のコンクリート塊を何らの保全措置を講じることなく権限の及ばない海域に乱雑に放置していたこと」等から条理上の撤去義務(「不要物としてその管理を放棄すれば「捨てた」といえる」とも判示されている)及び不作為を認定し、何れも退けた。

【公法】

(19) 札幌高決平成29年5月29日 判例時報2359号6頁

平成29年(行ス)第1号 執行停止決定に対する抗告事件(抗告棄却(許可抗告))

北海道の留寿都村(相手方・抗告人)の村議会議員Y(申立人・被抗告人)が、留寿都村議会による平成28年7月14日付の地方自治法92条の2に該当する旨の資格決定処分(本件処分)には同条の法令解釈を誤った違法があると主張して、同処分の取消を求める訴えを提起するとともに、同訴訟を本案として本件処分の効力の停止を求めた事案。原審(札幌地決平成29年3月23日、判例時報2359号8頁)は、申立に理由があるとして、本件処分の効力を本案事件に関する第1審判決の言い渡し後30日を経過するまで停止する決定をした。留寿都村がこれを不服として抗告した。

抗告審は、「重大な損害を避けるため緊急の必要性がある」との要件について、本件処分によって議員としての地位を喪失することにより、自らの議員としての職務を遂行し政治的信条を実現するという議員個人としての権利を行使し得なくなるという不利益についても主張しており、地方議会議員であれば原決定が認定する重大な損害を被るのが通常であるというべきであるから、Yについて重大な損害を被ることのない特別の事情がない限り、「重大な損害を避けるため緊急の必要性がある」ということができる、Yの失職による議員の補欠選挙の実施の可否及び選挙の効力等について、村中に大きな混乱が生じたものとは認められない、Yの業務が議員としての職務執行の公正、適性を損なうおそれが典型的に高いということとはできず、「本案について理由がないとみえるとき」に当たらない、などと付加的に判示して、原決定に記載の通りとして、抗告を棄却した。

(20) 広島高判平成30年3月20日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第2号 選挙無効請求事件(棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/668/087668_hanrei.pdf

平成29年10月22日施行の衆議院議員総選挙につき、広島県第1区及び同第2区の選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は、人口比例に基づいておらず、投票価値の不平等を来し、憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であるなどと主張して提起した公職選挙法204条所定の選挙無効請求訴訟について、裁判所は、「本件選挙区割りは、平成28年改正法本則による議員定数配分が行われるまでの暫定措置としての性格を有することは否定できないものの、本件選挙当日における選挙区間の選挙人数の最大較差は、最少の鳥取県第1区と最多の東京都第13区との比率1対1.979であり、較差が2倍以上になる選挙区は存在しなかったのであるから、投票価値の平等に配慮した合理的な基準を定めたものと評価し得るものである。」等として、憲法違反の主張を退けた。

(21) 広島高判平成30年3月30日 裁判所HP

平成29年(行ケ)第1号 選挙無効請求事件(棄却)

判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/670/087670_hanrei.pdf

平成29年10月22日施行の衆議院議員総選挙につき、広島県第1区及び同第2区の選挙人である原告らが、衆議院小選挙区選出議員の選挙の選挙区割りに関する公職選挙法の規定は、人口比例に基づいておらず、投票価値の不平等を来し、憲法に違反し無効であるから、これに基づき施行された本件選挙の上記各選挙区における選挙も無効であるなどと主張して提起した公職選挙法204条所定の選挙無効請求訴訟について、裁判所は、投票価値の較差が2倍

以上にならないようにするための措置,工夫を具体的に指摘した上で,更に,「実際に,本件選挙の選挙当日においても,本件選挙区割りによる選挙区間の議員1人当たりの人口の最大較差は2倍未満であったものである」として,違憲の主張を退けた。

(22)津地判平成29年6月22日 判例タイムズ1445号179頁

平成28年(行ウ)第3号 賦課決定処分取消請求事件(請求棄却,控訴)

名張市が,既存の污水处理施設を公共管理に移管し耐用年数が過ぎた後に撤去するという事業に伴う分担金を定めた条例に基づき,対象区域の住民に分担金を賦課したところ,住民(3名。それぞれ分担金は約9万円)が地方自治法224条に反する違法な処分であるとして取消しを求めた。本判決は,同条の「利益」は必ずしも金銭に見積りうる経済的利益に限らず,当該事業により生じる利便性や快適性といった生活上の利益を含み,同条の「受益の限度」を超えないか否かは事業の性質,必要性等を考慮し衡平の観点から社会通念に基づき判断されるべきもので,算定方法は普通地方公共団体の合理的な裁量に委ねられているとし,本件では,污水处理の利便性の向上及び資産価値の増加という「利益」を受け,分担金は事業費総額の5.8%に止まり過大な負担とまでは言えず,算定方法も合理的な裁量を逸脱せず,事業の必要性,受益の重要性等から合理的に算定されている等とし,同条違反は認められないとして請求を棄却した。

【紹介済判例】

知財高判平成27年6月10日 判例時報2360号36頁

平成26年(行コ)第10004号・10005号 行政処分取消義務付け等請求控訴事件,同附帯控訴事件(取消・請求一部却下・一部棄却(上告・上告受理申立て(上告棄却・不受理))

法務速報170番14号で紹介済。

福岡高判平成29年6月5日 判例タイムズ1445号89頁

平成28年(行コ)第9号 教員採用決定取消処分取消等請求控訴事件(控訴棄却,上告(一審原告))

http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/827/086827_hanrei.pdf

法務速報194号6番で紹介済

知財高判平成29年7月4日 判例時報2360号80頁

平成28年(行ケ)第10220号 審決取消請求事件(認容(確定))

法務速報195番12号で紹介済

最一決平成29年7月20日 金法2086号90頁

平成29年(許)第1号 執行費用額負担決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)

判決文:http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/943/086943_hanrei.pdf

法務速報196号15番で紹介済

最三決平成29年9月5日 判例時報2360号5頁

平成28年(許)第40号 猶予費用の取立決定に対する抗告棄却決定に対する許可抗告事件(破棄差戻)

法務速報202番11号で紹介済

最一判平成29年9月14日 判例時報2359号3頁

平成28年(受)第1187号 廃止負担金請求事件(破棄差戻)

法務速報197号23番で紹介済

最一決平成29年10月5日 金法2086号76頁

平成29年(許)第6号 訴訟代理人の訴訟行為排除決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(破棄自判)

判決文:http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/117/087117_hanrei.pdf

法務速報198号28番で紹介済

最三判平成29年10月17日 判例時報2360号3頁

平成29年(行ヒ)第44号 障害年金請求事件(上告棄却)

法務速報198番25号で紹介済

最三判平成29年10月17日 判例タイムズ1445号73頁
平成29年(行ヒ)第44号 障害年金請求事件(上告棄却)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/139/087139_hanrei.pdf
法務速報198号25番で紹介済

最三判平成29年10月31日 判例時報2357・2358合併号1頁
平成29年(行ツ)第67号 選挙無効請求事件(上告棄却)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/182/087182_hanrei.pdf
法務速報199号21番で紹介済

最三判平成29年10月31日 判例タイムズ1445号70頁
平成29年(行ツ)第67号 選挙無効請求事件(上告棄却)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/182/087182_hanrei.pdf
法務速報199号21番で紹介済

最一判平成29年11月16日 判例時報2357・2358合併号3頁
平成29年(受)第761号 再生債権査定異議事件(上告棄却)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/232/087232_hanrei.pdf
法務速報199号13番で紹介済

最一判平成29年11月16日 判例タイムズ1445号86頁
平成29年(受)第761号 再生債権査定異議事件(上告棄却)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/232/087232_hanrei.pdf
法務速報199号13番で紹介済

最三決平成29年11月28日 判例時報2359号10頁
平成29年(許)第14号 相続財産の分離に関する処分及び相続財産管理人選任審判に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)
法務速報200号1番で紹介済

最三決平成29年11月28日 判例タイムズ1445号83頁
平成29年(許)第14号 相続財産の分離に関する処分及び相続財産管理人選任審判に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件(抗告棄却)
判決文 : http://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/263/087263_hanrei.pdf
法務速報200号1番で紹介済

2. 平成30年(2018年)4月24日までに成立した,もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号

法律名及び概要

・衆法 196 8

東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の一部を改正する法律

・・・東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律の有効期限を平成33年3月31日まで延長することを定めた法律。

・衆法 196 10

東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための避難住民に係る事務処理の特例及び住所移転者に係る措置に関する法律に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙区に関する臨時特例法

・・・東日本大震災における原子力発電所の事故災害の避難住民に係る事務処理の特例,住所移転者に係る措置に関する法律第2条第2項に規定する指定都道府県の議会の議員の選挙の臨時措置としてその選挙区に関する特例を定めた法律。

・衆法 196 11

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律

・・・合併市町村が市町村建設計画に基づいて行う公共的施設の整備事業等に要する経費に充てるための地方債を起すことができる期間を延長することを定めた法律。

・閣法 195 4

保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律

・・・平成30年3月31日にその期限が到来する特定保険業者であった少額短期保険業者等が引受け可能な保険金額に関する特例措置の期限を平成35年3月31日まで延長することを定めた法律。

・閣法 196 1

所得税法等の一部を改正する法律

・・・働き方の多様化等を踏まえた給与所得控除,公的年金等控除から基礎控除への振替並びに給与所得控除,非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予制度の拡充,外国法人等に係る恒久的施設の範囲の見直し等を定めた法律。

・閣法 196 2

国際観光旅客税法

・・・国際観光旅客税の創設,国際観光旅客等を納税義務者とする事,国際観光旅客等の国際船舶等による本邦からの出国を課税の対象とする事,国際観光旅客税の税率等を定めた法律。

・閣法 196 3

道路法等の一部を改正する法律

・・・国土交通大臣による重要物流道路の指定に関する制度の創設,占用物件の適切な維持管理の推進,道路の改築に関する国の負担又は補助の割合の特例措置の適用期間の延長等を定めた法律。

・閣法 196 4

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律

・・・国際観光の一層の振興を図るため,基本方針及び外客来訪促進計画の記載事項等の整備並びに外国人観光旅客が公共交通機関を円滑に利用するための措置の拡充,国際観光振興施策に必要な経費の財源に関する特別の措置等を定めた法律。

・閣法 196 6

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律

・・・一般事業主から徴収する拠出金の率の上限の引き上げ,当該拠出金を子どものための教育・保育給付の費用の

一部に充てること等を定めた法律。

・閣法 196 8

地方税法等の一部を改正する法律

・・・個人住民税の基礎控除等の見直し,平成30年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整,地方のたばこ税の税率引上げ等の見直し等を定めた法律。

・閣法 196 9

地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律

・・・平成30年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに,各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うことを定めた法律。

・閣法 196 10

裁判所職員定員法の一部を改正する法律

・・・下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため,判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに,裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い,裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少すること等を定めた法律。

・閣法 196 11

人事訴訟法等の一部を改正する法律

・・・国際的な要素を有する人事に関する訴え及び家事事件の適正かつ迅速な解決を図るため,これらの訴え等に関して日本の裁判所が管轄権を有する場合等について定めた法律。

・閣法 196 13

関税定率法等の一部を改正する法律

・・・個別品目の関税率の見直し,許可を受けないで輸出入する等の罪等に係る罰則の引上げ,暫定関税率の適用期限の延長等を定めた法律。

・閣法 196 14

駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律

・・・駐留軍関係離職者及び漁業離職者の発生が今後においても引き続き予想される状況に鑑み,駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の有効期限をそれぞれ五年延長することを定めた法律。

・閣法 196 15

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律

・・・最近における水産加工品の原材料の供給事情及び水産加工品の貿易事情の変化に鑑み,平成34年度末までの間,引き続き,株式会社日本政策金融公庫が一定の要件に該当する水産加工施設の改良等に必要な資金の貸付けの業務を行うことができることを定めた法律。

・閣法 196 16

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律

・・・大気汚染の影響による健康被害に関する補償給付の支給等に要する費用の一部に充てるため,政府は,当分の間,自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を独立行政法人環境再生保全機構に交付することを定めた法律。

・閣法 196 19

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律

・・・在外公館として在ダバオ日本国総領事館及び北大西洋条約機構日本政府代表部を新設するとともに,在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること等を定めた法律。

・閣法 196 24

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律

・・・低未利用土地の利用及び管理に関する指針を立地適正化計画の記載事項とし、都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための土地区画整理事業の特例を創設するとともに、都市計画協力団体の指定等の措置を講ずること等を定めた法律。

・閣法 196 25

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

・・・自衛官の定数の変更、予備自衛官又は即応予備自衛官の職務に対する理解と協力の確保に資するための給付金を予備自衛官又は即応予備自衛官である者の使用者に支給する制度の新設等を定めた法律。

・閣法 196 42

古物営業法の一部を改正する法律

・・・古物営業の許可を、営業所等の所在する都道府県ごとの公安委員会の許可から主たる営業所等の所在する都道府県の公安委員会の許可に改めること、古物商の仮設店舗における古物の受取に係る営業の制限の緩和等を定めた法律。

3.4月の主な発刊書籍一覧（私法部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

升田 純/著 大成出版社 321頁 4,752円

民法改正と賃貸借契約 賃貸管理業者への影響 100年振りの改正

小島妙子/著 民事法研究会 234頁 3,024円

Q&A財産分与と離婚時年金分割の法律実務 離婚相談の初動対応から裁判手続まで

松本哲泓/著 新日本法規 260頁 3,564円

婚姻費用・養育費の算定 裁判官の視点にみる算定の実務

富永忠祐/編著 新日本法規 244頁 3,240円

養育費・扶養料・婚姻費用実務処理マニュアル

野々山哲郎 仲 隆 浦岡由美子/編 新日本法規 290頁 3,564円

Q&A 未分割遺産の管理・処分をめぐる実務

難波孝一/監修 小田大輔 山崎良太 篠原孝典/編著 第一法規 208頁 2,484円

業務場面でつかむ! 民法改正で企業実務はこう変わる

寺村 淳/著 中央経済社 281頁 3,456円

1冊でおさえる 英文・和文契約実務の基本

4.4月の主な発刊書籍一覧（公法・その他部門）

著者 出版社 頁数 定価(税込)

書籍名

は後記に解説あり

第一東京弁護士会全期旬和会/編 新日本法規 280頁 2,916円
必携 実務家のための法律相談ハンドブック

岩月泰頼 菅原清暁/編著 日本加除出版 252頁 2,484円
Q&A保育所・幼稚園のための法律相談所 現場からの56の相談に,顧問弁護士がわかりやすく答えました

中村芳昭/三木義一 監修 日本加除出版 500頁 5,184円
典型契約の税法務 弁護士のための税法×税理士のための民法

阿部高明/著 民事法研究会 470頁 4,860円
クレジットカード事件対応の実務 仕組みから法律,紛争対応まで

今中利昭/編集 四宮章夫 今泉純一 中井康之 野村剛司 赫 高規/著 民事法研究会 836頁 9,720円
倒産法実務大系

千原 曜/著 中央経済社 264頁 3,024円
Q&A連鎖販売取引の法律実務

5. 発刊書籍<解説>

「養育費・扶養料・婚姻費用実務処理マニュアル」

養育費や婚姻費用について、基本的事項の解説、請求手段、必要書類及び入手方法、費用等、実務の具体的事項、税金について等、幅広く解説されている。事案は基本的なケースから応用的なケースの対応まで解説されており、養育費や婚姻費用の対応について一通り学びたい時に役に立つ本である。18例の参考書式も掲載されている。

「必携 実務家のための法律相談ハンドブック」

相談内容、ポイント、当該相談内容の法的解説が述べられている。消費者問題、相続問題などからインターネット関係、税務まで、法律相談でありうる幅広い分野について125題解説されている。端的に解説されており、当該事項について簡潔に確認したい時に役に立つ本である。

(C) Copyright 公益財団法人 日弁連法務研究財団 掲載記事の無断転載を禁じます。